

『民事信託』専門家紹介サービス



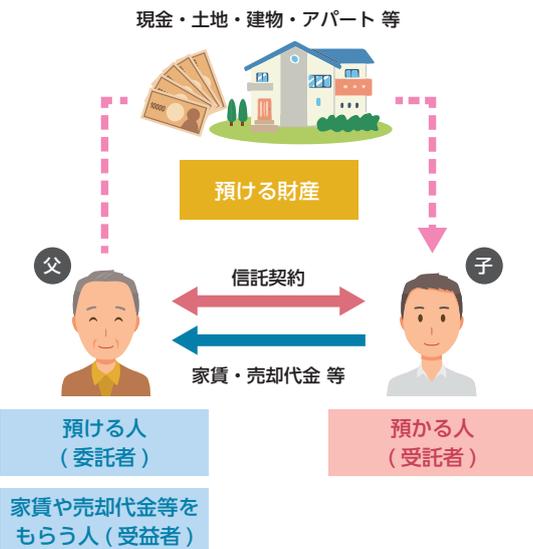
『民事信託』とは？

財産を管理・運用・処分する権利を家族に託す仕組みのことです。

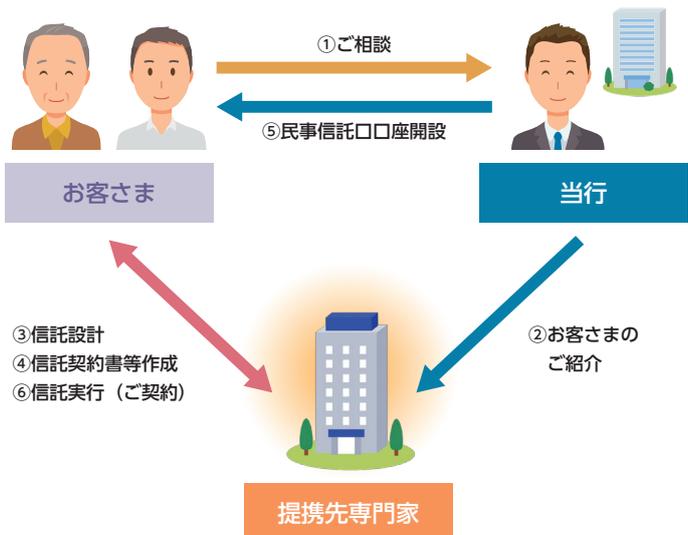
『民事信託』専門家紹介サービスとは？

民事信託に関するご相談、ご利用を希望されるお客さまを提携先である専門家に紹介するサービスです。

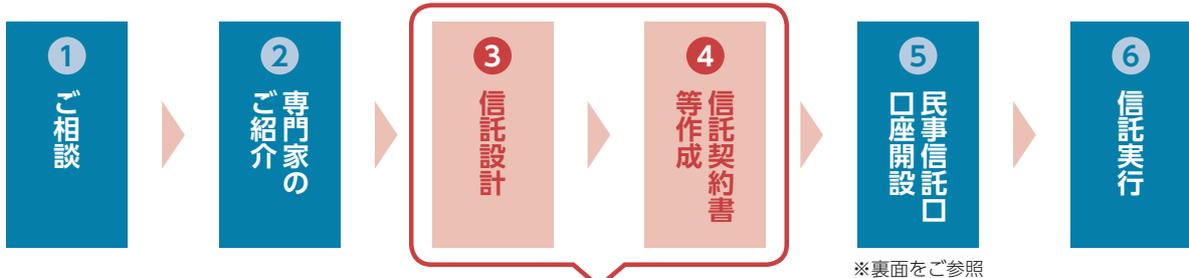
『民事信託』のイメージ



『民事信託』専門家紹介サービスのイメージ



ご相談から信託までの流れ



※裏面をご参照

●『民事信託』専門家紹介サービス

紹介手数料	無料 (※ご契約に際しては、各専門家の所定の手数料がかかります。)
お取扱店舗	全営業店、プライベートバンキングプラザ大江、ひぎん相談プラザ山鹿、ひぎん相談プラザ八代、ひぎん相談プラザ天草
その他	『民事信託口座』開設サービスのみのご利用も可能です。(※裏面をご参照ください。)

ご留意事項

●専門家紹介サービス (以下「本サービス」という)における信託契約等の当事者となるのは、お客さまおよびお客さまのご家族等であり、当行は信託契約等の当事者にはなりません。●信託契約等締結後、信託財産の管理・運用・処分等は信託契約等で定められた受託者が行い、当行は信託財産の管理・運用・処分等に関与しません。●本サービスにおける信託契約等の内容、および受託者による信託財産の管理・運用・処分等について、当行は責任を負いません。●本サービスの内容、および本サービスにおいて当行がお客さまに提供した内容は、法令等の改正により変更となる場合がありますのでご了承ください。●民事信託口座を開設する場合は、当行所定の手数料が必要となります。また、専門家報酬・登記費用・公正証書作成費用などの実費が必要となります。

『民事信託口座』開設サービス



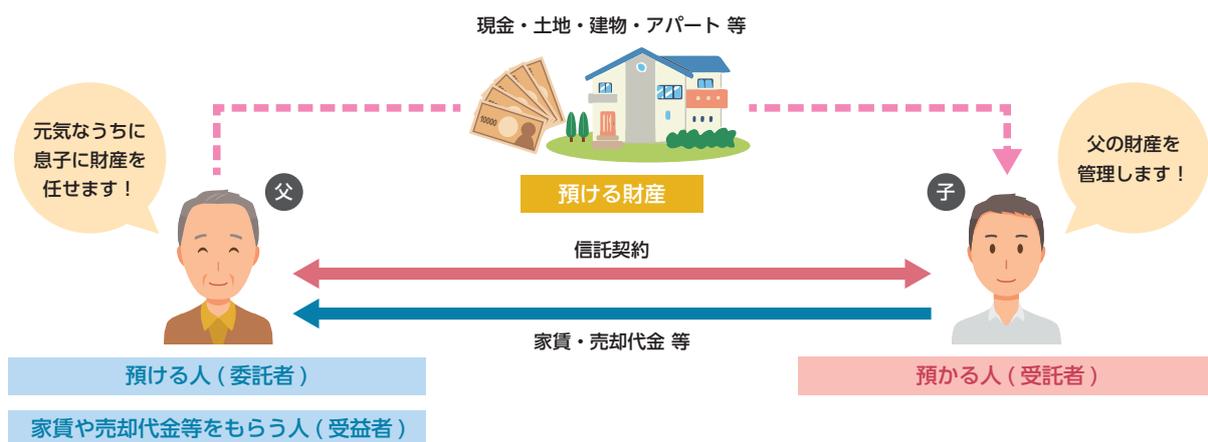
『民事信託』とは？

財産を管理・運用・処分する権利を家族に託す仕組みのことです。

『民事信託口座』とは？

信託財産を分別管理する専用の口座のことです。

『民事信託』のイメージ



『民事信託口座』のご案内

預金種類	決済用普通預金
口座名義	「委託者〇〇〇〇 受託者△△△△ 信託口」
必要書類	信託契約書（公正証書）、受託者の本人確認書類 等
キャッシュカード	ご利用いただけます。
口座振替	ご利用いただけます。（ただし個別に収納先の確認が必要となります。）
インターネットバンキング	ご利用いただけます。
口座開設手数料	1口座あたり 55,000円 （税込）
お取扱店舗	<ul style="list-style-type: none">●プライベートバンキングプラザ大江（TEL：0120-1589-15）●ひざん相談プラザ山鹿（TEL：0968-44-4407）●ひざん相談プラザ八代（TEL：0965-35-1777）●ひざん相談プラザ天草（TEL：0969-23-7177）

「専門家紹介サービス」
ご利用の場合は
無料！

ご注意事項

●民事信託口座開設につきましては当行所定の事前確認が必要になり、結果によりご希望に添えない場合がございます。お申込日当日の口座開設はできません。●事前確認に当たっては専門家が作成した信託契約書を提出していただきます。●当行では「公正証書」による信託契約書のみお取り扱いしており、公正証書作成前のお申込みをお勧めいたします。●口座開設にかかる事前確認は2週間程度の時間を要します。●当行は受託者様名義での取引を行うものであり、信託契約書に基づく管理事務を引き受けるものではありません。